## 市有財産利活用検討委員会設置要綱

平成24年3月16日決裁

(設置)

第1条 市が所有する財産(土地及び建物に限る。)のうち、未利用財産の有効な利活用について検討するために、市有財産利活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、未利用財産とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 本来の行政目的に沿った利用がされないまま保有している行政財産
  - (2) 今後、十分な利活用が見込まれない行政財産
  - (3) 用途廃止を予定又は決定している行政財産
  - (4) 普通財産のうち、特に貸付け等で利用されていない財産

## (所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。
  - (1) 未利用財産の利活用のために必要な事項に関すること。
  - (2) 個別の未利用財産ごとの利活用方針に関すること。
  - (3) 未利用財産の売却又は貸付けを行う相手方の利用目的における公共性等の検討に関すること。
  - (4) その他、市が所有する財産の利活用のために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、総務部副部長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部以外の各部及び教育委員会事務局の副部長、支所長並びに生涯学習 総合センター所長をもって充てる。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じて関係職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を総務部総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に 定める。 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。